

職場における熱中症対策の強化

熱中症の重篤化を防止するため、労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日から施行されました。この改正により、熱中症のおそれのある作業者を早期に発見するための「体制整備」、適切に対処するための「手順作成」、これらの「関係者への周知」が事業者には義務付けられました。

職場における熱中症対策の強化**【体制整備】**

熱中症の自覚症状がある作業員や熱中症のおそれがある作業員を見つけた者がその旨を報告するための体制を整備すること。

【手順の作成】

作業からの離脱、身体冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定めること。

【関係者への周知】

取り決めた報告体制及び定めた実施手順を関係作業員に周知すること。

対象となる「熱中症を生ずるおそれのある作業」とは

WBGT（湿球黒球温度）28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの

熱中症のおそれのある者に対する処置の例